

## 令和6年分現金給与は平均34.8万円 実質賃金指数は3年連続で減少

従業員 5 人以上の事業所の昨年分の一人平均現金給与総額は、前年比2.9%増の34万8182円で33年ぶりの高い伸びを記録したことが、厚生労働省が公表した「毎月勤労統計調査令和6年分」結果速報で分かった。

給与総額のうち、基本給に当たる所定内給与は2.1%増の26万2347円で5年連続の増加。残業代などの所定外給与は0.1%増の1万9643円で4年連続の増加、賞与など特別に支払われた給与は6.9%増の6万6192円で、こちらは過去最高の伸びを記録している。この結果、所定内給与と所定外給与を合計した「きまつて支給する給与」は、前年比2.0%増の28万1990円で4年連続の増加となり、30年ぶりの高い伸びを記録した。

現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は3.2%増の45万3445円、パートタイム労働者は3.8%増の11万1842円。なお、物価の変動分を計算に入れた実質賃金指数（令和2年平均=100）は▲0.2%となり、3年連続で減少した。

また、令和6年分の一人平均総実労働時間は、前年比1.0%減の136.9時間。内訳は、所定内労働時間が0.9%減の126.9時間、所定外労働時間は2.8%減の10.0時間。就業形態別にみると、一般労働者は0.7%減の162.2時間、パートタイム労働者は1.0%減の80.2時間だった。

このほか、景気との連動性が高いとされる製造業の所定外労働時間（季節調整済指数）は3.6%のマイナスだった。

## 令和7年度税制改正法案が国会提出 所得税の基礎控除引き上げなどが目玉

令和7年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）が2月4日に閣議決定され、国会に提出された。

今回の税制改正法案には、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税の基礎控除の額を最大48万円から最大58万円に10万円引上げることや、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引上げることなどが盛り込まれており、これらは令和7年分の所得税から適用される予定だ。

法人課税では、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すため、中小企業経営強化税制の対象資産に建物が追加される（売上高100億円超を目指す中小企業が対象）。

また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、令和8年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税が創設される。消費課税では、外国人旅行者向け免税制度について、不正排除等の観点から、販売時に消費税を徴収し、事後的に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直すことなどが盛り込まれている。

施行日は令和7年4月1日の予定で、政府が公表した「法律案の概要」では、改正を通じて『「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する』としている。